

苫小牧港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 26 年 7 月

苫小牧港港湾管理者

苫小牧港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成19年 9月苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成19年11月交通政策審議会第27回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成22年 3月苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成24年 1月苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成24年 3月交通政策審議会第48回港湾分科会
- ・ 平成25年12月苫小牧港地方港湾審議会

の議を経た苫小牧港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
I 土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画（変更）	2

変更理由

西港区真古舞地区において、立地企業の要請に基づき、土地利用計画を変更する。

I 土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画（変更）

立地企業の要請に基づき、土地利用計画を次のとおり計画する。

(1) 土地利用計画

西港区

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭	港湾	工業	交通	危険物		海面	合 計
	用地	関連 用地	用地	機能 用地	取扱施 設用地	緑地	処分 用地	
真古舞	(43)	(110)	(516)	(25)	(38)	(10)	(6)	(748)
地 区	43	110	516	38	38	10	6	761

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更にかかる区域についてのみ記述した。

既定計画

西港区

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭	港湾	工業	交通	危険物		海面	合 計
	用地	関連 用地	用地	機能 用地	取扱施 設用地	緑地	処分 用地	
真古舞	(43)	(115)	(511)	(25)	(38)	(10)	(6)	(748)
地 区	43	115	511	38	38	10	6	761

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

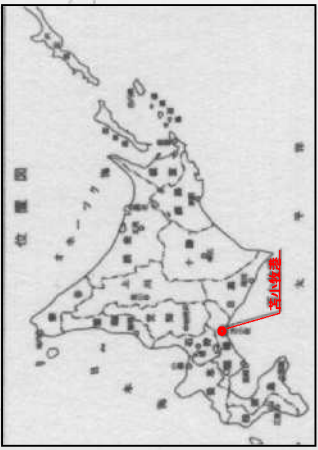
注3) 今回変更にかかる区域についてのみ記述した。

苫小牧港湾計画位置図



真古舞地区

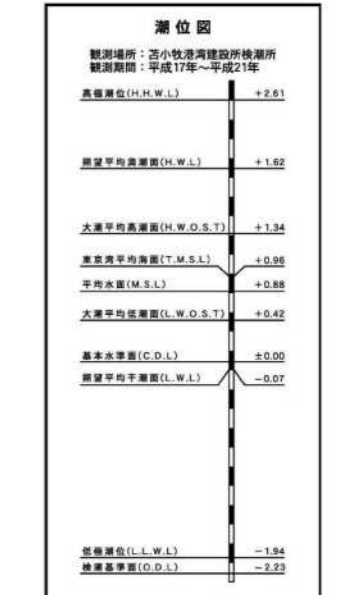
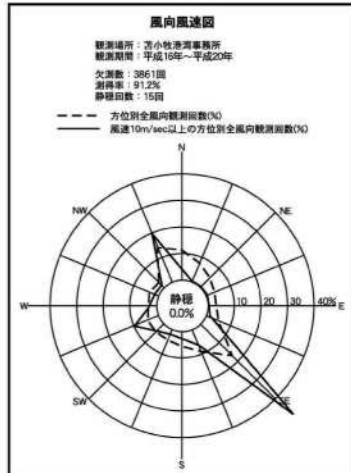
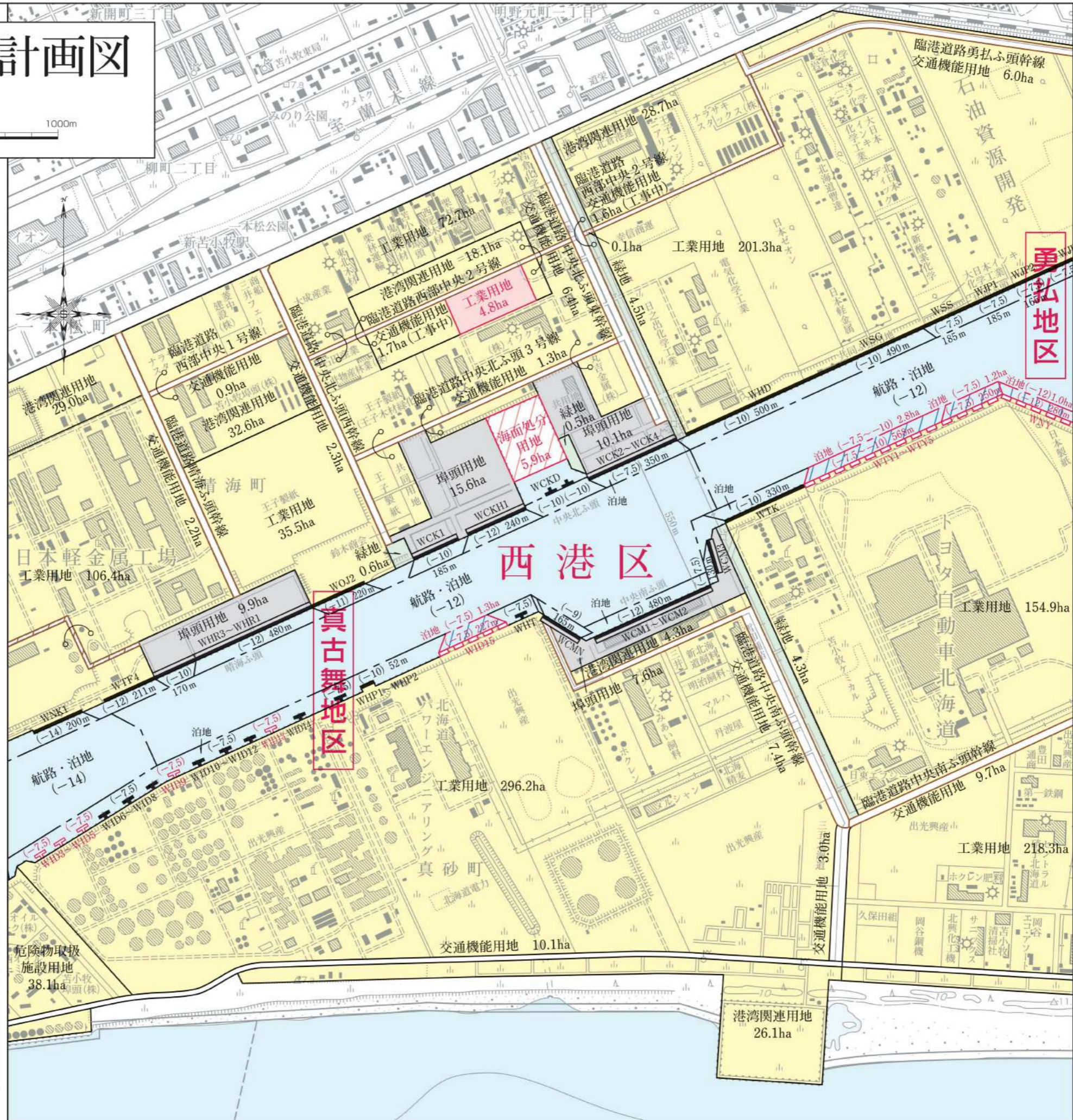
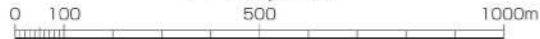
凡	例
	計画変更箇所



1:100,000

苫小牧港港湾計画図

1 : 15,000



凡 例	
	航路・泊地 (既定計画)
	公共岸壁 (既設)
	専用岸壁 (既定計画)
	ドルフィン (既定計画)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (既設)
	臨港道路 (既定計画)
	その他道路 (既設)
	その他の用地 (今回計画)
	その他の用地 (既定計画)
	海岸保全ライン (参考)